

《県基準》

学校法人（幼稚園）の寄附行為の認可の特例に関する審査基準

（趣旨）

第1条 この基準は、昭和51年8月11日において現に存する学校法人以外の幼稚園（以下「既設幼稚園」という。）設置者が、当該既設幼稚園を学校法人に設置者変更する場合における当該学校法人（以下「法人」という。）の寄附行為の認可について、学校法人（幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園）の寄附行為及び寄附行為変更に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の特例を定めるものとする。

（基本財産の借用）

第2条 基本財産については、審査基準第4条の規定にかかわらず、法人が所有することが困難であり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、園地にあつては第1号から第4号までの一に、園舎にあつては第5号に該当するときは、借用であっても差し支えない。

(1) 自己所有部分が、基準面積（幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）に定める園舎面積と運動場面積をを加えた面積をいう。）の2分の1以上であるとき。

(2) 国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(3) 借用部分が既設幼稚園の設置者（以下「旧設置者」という。）である宗教法人又は財団法人（以下「宗教法人等」という。）の境内地その他当該宗教法人等の事業の用に供する土地であつて、所有権を移転することが当該宗教法人等の目的に照らし困難であるとき。

(4) 借用部分が旧設置者当時からの借用地であつて、法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(5) 園舎のうち、保育室以外の借用部分が宗教法人等からの借用であつて、法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により基本財産の借用を行うときは、当該借用に関する契約は、書面により締結され、かつ、当該基本財産について法人が長期にわたり安定して使用し得る旨を定めたものでなければならない。

（役員）

第3条 旧設置者が宗教法人の場合には、寄附行為において、当該宗教法人が指名する者1人について法人の理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

（債務の承継）

第4条 旧設置者の負債のうち、既設幼稚園の施設及び設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画が当事者間で合意されているもの（以下、単に「負債」という。）については、債務の承継を認めるものとする。

2 前項の規定により法人に帰属することとなる負債については、審査基準第6条第1項の規定は適用しない。

《県基準》

(資産の内容)

第5条 法人の資産には、審査基準第7条の規定にかかわらず、負債のための抵当権等が設定されていても差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。